

令和7年度

国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業
新利根川地区用地測量等業務

特 別 仕 様 書 （当初）

関東農政局 利根川水系土地改良調査管理事務所

項 目	内 容
第 1 章 総 則 (適用範囲) 第 1-1 条	国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業新利根川地区用地測量等業務（以下「本業務」という。）の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「測量業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）、測量業務のうち用地測量業務においては、「用地調査等業務共通仕様書」（以下「用地共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。
(目的) 第 1-2 条	本業務は、昭和 21 年～昭和 40 年に国営新利根川農業水利事業により造成された施設の地上及び管内部の路線測量等、権利設定のために用地測量を行うものである。
(場所) 第 1-3 条	本業務において対象とする施設の場所は、茨城県稲敷市で、別添位置図に示すとおりである。
(業務概要) 第 1-4 条	本業務の概要は次のとおりであり、詳細は第 3 章に示すものとする。 1. 路線測量等 ・伊崎 2 号幹線水路測量 L=0.52km ・3 級水準測量（地表部） 7.70km ・3 級基準点測量（地表部） 4 点 2. 用地測量 ・伊崎 2 号幹線水路測量 0.93ha
(土地の立入り等) 第 1-5 条	業務実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第 16 条によるが、発注者の許可なく土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。
(班編成) 第 1-6 条	本業務は、1 班以上の編成により行うものとする。
(一般事項) 第 1-7 条	業務請負契約書、共通仕様書及び用地共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。 (1) 作業実施の順序・方法等は、監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。 (2) 測量予定線、測量作業規程第 24 条（基準点測量、作業計画）、第 51 条（水準測量、作業計画）については、事前に監督職員と打合せ、承諾を得るものとする。 (3) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有した者とする。

項 目	内 容																												
(配置技術者の確認) 第 1-8 条	(4) 受注者は、常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めた時は、速やかにこれに応じるものとする。 共通仕様書第 1 1 条及び用地共通仕様書第 4 2 条における業務組織計画の作成、共通仕様書第 1 2 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。 (1) 受注者は、業務計画書及び作業計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書及び変更作業計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス (AGRIS) への技術者情報の登録は、業務計画書及び作業計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。																												
(保険加入) 第 1-9 条	受注者は、共通仕様書第 3 8 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書及び作業計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。																												
第 2 章 作業条件 (作業条件) 第 2-1 条	基本条件は、次のとおりである。 1. 路線測量等 本測量作業の基準となる既知点は、次表及び別添図面に示すとおりである。 <table><tr><th></th><th>既設の基準点・水準点名</th><th>標高 (EL)</th><th>備考</th></tr><tr><td>(1)</td><td>一等水準点 No. 4019</td><td>20.185m</td><td></td></tr><tr><td>(2)</td><td>一等水準点 No. 4020</td><td>28.898m</td><td></td></tr><tr><td>(3)</td><td>電子基準点桜川</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td>(4)</td><td>電子基準点茨城鹿嶋 A</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td>(5)</td><td>電子基準点大栄</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td>(6)</td><td>電子基準点阿見</td><td>—</td><td></td></tr></table> 2. 用地測量 (1) 測量の基準は、平面直角座標系による。 (2) 測量及び面積測定の精度区分は、甲三以上とする。 (3) 縮尺は、1／500 とする。		既設の基準点・水準点名	標高 (EL)	備考	(1)	一等水準点 No. 4019	20.185m		(2)	一等水準点 No. 4020	28.898m		(3)	電子基準点桜川	—		(4)	電子基準点茨城鹿嶋 A	—		(5)	電子基準点大栄	—		(6)	電子基準点阿見	—	
	既設の基準点・水準点名	標高 (EL)	備考																										
(1)	一等水準点 No. 4019	20.185m																											
(2)	一等水準点 No. 4020	28.898m																											
(3)	電子基準点桜川	—																											
(4)	電子基準点茨城鹿嶋 A	—																											
(5)	電子基準点大栄	—																											
(6)	電子基準点阿見	—																											

項 目	内 容								
(対象施設) 第 2-2 条	3. 共通事項 本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。 (1) 伊崎 2 号幹線水路は、新利根川土地改良区が管理している。 (2) 作業の実施にあたっては、事前に作業方法について監督職員と十分打合せを行い、手戻りのないように留意しなければならない。 (3) 本業務において生じた第三者との紛争は、受注者の責任において処理しなければならない。 (4) 現地調査の実施時期は、施設内への立ち入り日程等、詳細について監督職員と打合せ後、実施するものとする。								
(貸与資料) 第 2-3 条	本業務の対象施設は、伊崎 2 号幹線水路とする。 貸与資料は次のとおりである。 <table><tr><th>貸 与 資 料</th><th>数量</th></tr><tr><td>前歴事業平面縦断図</td><td>1 式</td></tr><tr><td>令和 6 年度国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 那須野原地区ほか用地調査等業務成果</td><td>1 式</td></tr><tr><td>その他必要な資料</td><td>1 式</td></tr></table>	貸 与 資 料	数量	前歴事業平面縦断図	1 式	令和 6 年度国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 那須野原地区ほか用地調査等業務成果	1 式	その他必要な資料	1 式
貸 与 資 料	数量								
前歴事業平面縦断図	1 式								
令和 6 年度国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 那須野原地区ほか用地調査等業務成果	1 式								
その他必要な資料	1 式								
(貸与資料の取扱い) 第 2-4 条	第 2-3 条に示す貸与資料の取扱いは次のとおりとする。 (1) 貸与資料は原則として複写転載を禁ずると共に、その取扱いは十分留意しなければならない。 (2) 貸与資料の使用に当たっては、その適用について監督職員の指示を受けるものとする。 (3) 使用する図書及び貸与資料の記載事項で、相互に矛盾がある場合や、解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議する。 (4) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があつた場合のほか、完了検査時に一括返納しなければならない。								

項 目	内 容		
第 3 章 作業内容 (作業項目及び数量) 第 3-1 条	本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。		
	1. 路線測量等		
	作 業 項 目	数 量	備 考
	1) 作業計画	1 業務	
	2) 現地踏査	0.52km	平地、耕地
	3) 中心線測量（地表部）	0.52km	平地、耕地 測点間隔 50m 単曲線区分 0
	4) 中心線測量（管内部）	0.52km	測点間隔 50m 単曲線区分 0
	5) 縦断測量（地表部）	0.52km	平地、耕地
	6) 縦断測量（管内部）	0.52km	
	7) 仮 BM 設置測量（地表部）	0.52km	平地、耕地 道路上
	8) 3 級水準測量（地表部）	7.70km	平地、耕地 道路上
	9) 3 級基準点測量（地表部）	4 点	200m 間隔 平地、耕地 (成果検定含む)
	10) 3 級基準点測量（管内部）	4 点	マンホール等の位置
	11) 4 級基準点測量（地表部）	8 点	50m 間隔
	12) 4 級基準点測量（管内部）	20 点	25m 間隔
	2. 用地測量		
	作 業 項 目	数 量	備 考
	1) 作業計画	1 業務	
	2) 現地踏査	1 業務	耕地
	3) 公共用地管理者との打合せ	1 業務	
	4) 依頼書の作成	0.45km	
	5) 協議書の作成	0.45km	
	6) 境界の確認	0.93ha	耕地
7) 土地境界立会確認書の作成	0.68ha	耕地	
8) 復元測量	0.32ha	耕地	

項 目	内 容																														
(作業の留意点) 第 3-2 条	<table><tr><th>作 業 項 目</th><th>数 量</th><th>備 考</th></tr><tr><td>9) 境界測量</td><td>0.93ha</td><td>耕地</td></tr><tr><td>10) 用地境界仮杭の設置</td><td>0.09ha</td><td>耕地</td></tr><tr><td>11) 境界点間測量</td><td>1.25ha</td><td>耕地</td></tr><tr><td>11) 面積計算</td><td>0.93ha</td><td>耕地</td></tr><tr><td>12) 用地実測図の作成</td><td>0.93ha</td><td>縮尺 1/500</td></tr><tr><td>13) 用地平面図等の作成</td><td>9.00ha</td><td>縮尺 1/500</td></tr><tr><td>14) 区分地上権設定範囲図作成</td><td>2 枚</td><td></td></tr><tr><td>15) 地積測量図等の作成</td><td>0.93ha</td><td>耕地</td></tr><tr><td>16) 不動産調査報告書の作成</td><td>11 筆</td><td>耕地</td></tr></table>	作 業 項 目	数 量	備 考	9) 境界測量	0.93ha	耕地	10) 用地境界仮杭の設置	0.09ha	耕地	11) 境界点間測量	1.25ha	耕地	11) 面積計算	0.93ha	耕地	12) 用地実測図の作成	0.93ha	縮尺 1/500	13) 用地平面図等の作成	9.00ha	縮尺 1/500	14) 区分地上権設定範囲図作成	2 枚		15) 地積測量図等の作成	0.93ha	耕地	16) 不動産調査報告書の作成	11 筆	耕地
	作 業 項 目	数 量	備 考																												
	9) 境界測量	0.93ha	耕地																												
	10) 用地境界仮杭の設置	0.09ha	耕地																												
	11) 境界点間測量	1.25ha	耕地																												
	11) 面積計算	0.93ha	耕地																												
	12) 用地実測図の作成	0.93ha	縮尺 1/500																												
	13) 用地平面図等の作成	9.00ha	縮尺 1/500																												
	14) 区分地上権設定範囲図作成	2 枚																													
	15) 地積測量図等の作成	0.93ha	耕地																												
	16) 不動産調査報告書の作成	11 筆	耕地																												
	業務の実施に際し、特に留意する点は次のとおりとする。																														
	1. 路線測量等																														
	(1) 中心線測量																														
	① 中心杭の間隔は、原則として 50m 間隔とし、地形の変化点等必要に応じて追加点を設置するものとする。																														
	② 杭打ちが不可能な箇所では、固定物に打鉋等を行い示すことができるが、この場合には固定物の近くに杭を打設し、名称等を付記して目視確認が十分にできるものとする。																														
	③ 管内部測量については、11 月 1 日以降に行うものとする。																														
(2) 縦断測量																															
縦断平面図の縮尺は、縦 S=1/200、横 S=1/500 とする。																															
(3) 仮 BM 設置測量																															
仮 BM の設置は、監督職員の指示により行うものとする。																															
(4) 測量成果の検定																															
本測量成果の検定については、測量作業規程第 14 条を適用する。																															
2. 用地測量																															
(1) 公共用地管理者との打合せ																															
公共用地管理者との打合せ内容等を記載した打合せ簿を提出するものとする。																															
(2) 依頼書の作成																															
公共用地の境界を確定するため、公共用地管理者に立会等を求めるときの依頼書を作成する。																															
(3) 協議書の作成																															
境界確定作業完了後において境界確定図に押印を求めるときの必要書類を作成する。																															

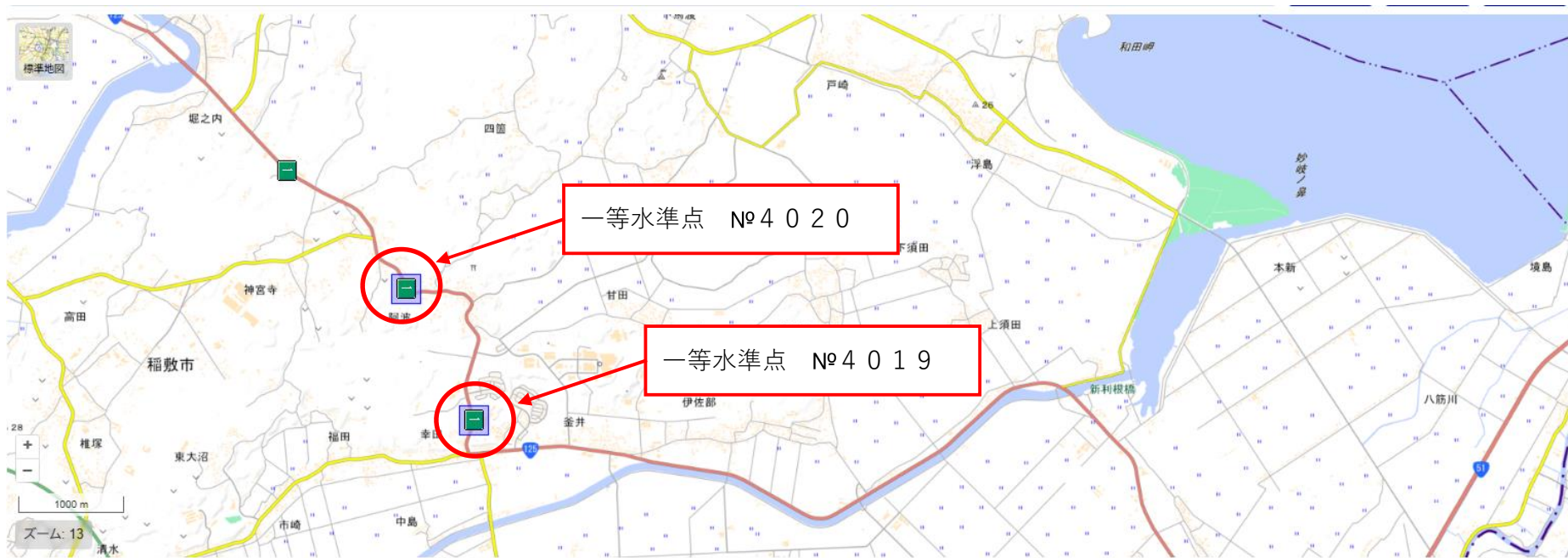
項 目	内 容
	(4) 境界の確認 ① 立会い通知は、立会日の１０日前までに関係者に届くよう受注者が行うものとする。 ② 杭の規格は４．５cm×４．５cm×４５cmとする。 ③ 境界確認に伴う立会人の日当は、受注者の負担とする。立会人の日当は８，０００円／人とし、人数は１４人とする。 (5) 復元測量 杭の規格は４．５cm×４．５cm×４５cmとする。 (6) 用地境界仮杭の設置 ① 本業務で作成する縦断平面図等に基づき区分地上権設定する用地について、用地境界仮杭を設置する。 ② 杭の規格は６．０cm×６．０cm×６０cmとする。 ③ 区分地上権設定用地の杭は黄色のペイントで着色する。 (7) 面積計算 区分地上権を設定する用地について面積計算を行うものとする。また、区分地上権設定に係る残地についても面積計算を行う。 (8) 用地実測図の作成 図面の用紙はポリエステルフィルム＃３００又はこれと同等以上のものとし、規格はＡ１型とする。 (9) 用地平面図等作成 ① 用地実測図を基に、区分地上権設定図を作成する。 ② 上記①で作成した図面に面積計算の結果を求積表として記載する。 (10) 区分地上権設定範囲図作成 本業務で作成する縦断平面図を基礎とし、それに含まれる現況平面図に当事務所で所有する転写連続図を重ねる。また縦断図には土地境界、区分地上権設定範囲及び阻害深度を記載するものとする。 縮尺は、縦 S=1/200、横 S=1/500 とする。 (11) 地積測量図（案）等作成 地積測量図（案）及び土地所在図（案）の作成は、不動産登記規則（平成 17 年 2 月 18 日法務省令第 18）第 73 条から第 78 条及び不動産登記事務取扱手続準則（平成 17 年 2 月 25 日法務省民二第 456 号法務省民事局長通達）第 50 条から第 51 条までの規定による。 (12) 不動産調査報告書の作成 不動産登記規則（平成 17 年 2 月 18 日法務省令第 18）第 93 条ただし書きに規定する不動産の調査に関する報告書を作成する。なお、報告書の作成には調査素図の作成及び境界標識等の画像情報の整備も含む。

項 目	内 容
(管理技術者) 第 3-3 条	3. 共通事項 (1) 測量成果等の登録 本業務の成果については、国土地理院へ登録予定である。 受注者は公共測量手続きの補助を行う。 (1) 管理技術者は、共通仕様書第 7 条 3 項によるものとする。 (2) 予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。 なお、管理技術者は現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。
(照査技術者) 第 3-4 条	(1) 用地測量においては、照査技術者を定めるものとする。 (2) 照査技術者は、用地共通仕様書第 9 条 2 項によるものとする。
(担当技術者) 第 3-5 条	担当技術者は、共通仕様書第 8 条及び用地共通仕様書第 10 条によるものとする。
第 4 章 打合せ (打合せ) 第 4-1 条	共通仕様書第 10 条による打合せについては、主として次の段階で行うものとし、管理技術者が出席するものとする。 初 回 作業着手の段階 第 2 回 中間打合せ（用地測量） 第 3 回 中間打合せ（路線測量等） 最終回 報告書原稿作成段階 打合せ場所は、関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所で行うものとする。

項 目	内 容																																									
第 5 章 成果物 (成果物) 第 5-1 条	なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。 ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。その際、管理技術者は、共通仕様書第 11 条に定める業務計画書及び用地共通仕様書第 42 条に定める作業計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。 1. 路線測量等 成果物を共通仕様書第 18 条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 1. 成果物の電子媒体 (CD-R 等) 正副 2 部 2. 成果物の出力 1 部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可) 3. 図面書面 2 部 (製本 A1 版、A2 版各 1 部) 2. 用地測量 <table><tr><th colspan="2">成 果 物</th><th>数 量</th><th>装丁等</th></tr><tr><td rowspan="3">(1) 公共用地境界 確定図書等</td><td>電子データ</td><td>正副 2 部</td><td>CD-R 等</td></tr><tr><td>書 面</td><td>1 部</td><td></td></tr><tr><td>原 本</td><td>1 部</td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">(2) 土地境界立会 確認書</td><td>電子データ</td><td>正副 2 部</td><td>CD-R 等</td></tr><tr><td>書 面</td><td>1 部</td><td></td></tr><tr><td>原 本</td><td>1 部</td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">(3) 用地実測図</td><td>電子データ</td><td>正副 2 部</td><td>CD-R 等</td></tr><tr><td>製 本</td><td>2 部</td><td>A1 版 1 部 A2 版 1 部</td></tr><tr><td>原 図</td><td>1 部</td><td>図面ファイル</td></tr><tr><td rowspan="2">(4) 用地平面図 ① 区分地上権設 定図 ② 境界点番号図</td><td>電子データ</td><td>正副 2 部</td><td>CD-R 等</td></tr><tr><td>製 本</td><td>2 部</td><td>A1 版 1 部 A2 版 1 部</td></tr></table>	成 果 物		数 量	装丁等	(1) 公共用地境界 確定図書等	電子データ	正副 2 部	CD-R 等	書 面	1 部		原 本	1 部		(2) 土地境界立会 確認書	電子データ	正副 2 部	CD-R 等	書 面	1 部		原 本	1 部		(3) 用地実測図	電子データ	正副 2 部	CD-R 等	製 本	2 部	A1 版 1 部 A2 版 1 部	原 図	1 部	図面ファイル	(4) 用地平面図 ① 区分地上権設 定図 ② 境界点番号図	電子データ	正副 2 部	CD-R 等	製 本	2 部	A1 版 1 部 A2 版 1 部
成 果 物		数 量	装丁等																																							
(1) 公共用地境界 確定図書等	電子データ	正副 2 部	CD-R 等																																							
	書 面	1 部																																								
	原 本	1 部																																								
(2) 土地境界立会 確認書	電子データ	正副 2 部	CD-R 等																																							
	書 面	1 部																																								
	原 本	1 部																																								
(3) 用地実測図	電子データ	正副 2 部	CD-R 等																																							
	製 本	2 部	A1 版 1 部 A2 版 1 部																																							
	原 図	1 部	図面ファイル																																							
(4) 用地平面図 ① 区分地上権設 定図 ② 境界点番号図	電子データ	正副 2 部	CD-R 等																																							
	製 本	2 部	A1 版 1 部 A2 版 1 部																																							

項 目	内 容																		
(成果物の提出先) 第 5-2 条 第 6 章 契約変更 (契約変更) 第 6-1 条 第 7 章 定めなき事項 (定めなき事項) 第 7-1 条	<table><tr><th colspan="2">成 果 物</th><th>数 量</th><th>装丁等</th></tr><tr><td rowspan="2">(5) 地積測量図等</td><td>電子データ</td><td>正副 2 部</td><td>CD-R 等</td></tr><tr><td>書 面</td><td>1 部</td><td>綴込み</td></tr><tr><td rowspan="2">(6) 不動産調査報告書</td><td>電子データ</td><td>正副 2 部</td><td>CD-R 等</td></tr><tr><td>書 面</td><td>2 部</td><td>綴込み 1 部 個別 1 部</td></tr></table> 成果物の提出先は、次のとおりとする。 千葉県柏市根戸 4 7 1 - 6 5 関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所 業務請負契約書第 1 7 条から第 2 0 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 (1) 第 2-1 条に示す「作業条件」に変更が生じた場合。 (2) 第 2-2 条に示す「対象施設」に変更が生じた場合。 (3) 第 3-1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 (4) 第 4-1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (5) 第 5-1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (6) 履行期間の変更が生じた場合。 (7) 関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合。 (8) 現地踏査時の状況確認の結果、調査項目の追加が生じた場合。 (9) その他重要な変更が生じた場合。 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	成 果 物		数 量	装丁等	(5) 地積測量図等	電子データ	正副 2 部	CD-R 等	書 面	1 部	綴込み	(6) 不動産調査報告書	電子データ	正副 2 部	CD-R 等	書 面	2 部	綴込み 1 部 個別 1 部
	成 果 物		数 量	装丁等															
	(5) 地積測量図等	電子データ	正副 2 部	CD-R 等															
		書 面	1 部	綴込み															
	(6) 不動産調査報告書	電子データ	正副 2 部	CD-R 等															
		書 面	2 部	綴込み 1 部 個別 1 部															

別添図面 1



別添図面 2



基本基準点凡例				公共基準点凡例				
※左記の凡例は成果状態が正常ではありません。				※左記の凡例は成果状態が正常ではありません。				
 電子基準点	 一等三角点	 一等水準点	 基準重力点	 基準磁気点	 1級基準点	 1級水準点	 1級基準点	 その他
 電子基準点 (付属標)	 二等三角点	 二等水準点	 一等重力点	 一等磁気点	 2級基準点	 2級水準点	 2級基準点	 その他水準点
 その他	 三等三角点	 三等水準点	 重力点 (兼用点)	 二等磁気点	 3級基準点	 3級水準点	 3級基準点	 その他 (水準点兼用)
	 四等三角点				 4級基準点	 4級水準点	 4級基準点	